

にほんごばん
やさしい日本語版

しゅうがく
就学ハンドブック

あした えがお
～明日の笑顔のために～



れいわ ねん がつ
令和5年7月

みはらしきょういくいいんかい
三原市教育委員会

しゅうがく しょうがっこうにゅうがく かん ねんかん 就学(小学校入学)に関する1年間のスケジュール

◆ くわしいことは、各ページで確認してください。

げつ 月	スケジュール	ほごしや 保護者がすること	えん 園がすること	くわ 詳しい ページ
がつ 4月	ようちえん しょうだん 幼稚園への相談 がっこうけんがく 学校見学 (いつでもできます)	こども しゅうがく 子供の就学に関して、心配な えん しょうだん ことを園で相談します。 がっこうけんがく えん 学校見学したいとき、園に しょうだん 相談をします。	ひつよう こども しょうだん 必要であれば、子供の相談が できるひとと しょうだん 相談をします。 えんちよう かくがっこう こうちよう れんらく 園長が、各学校の校長に連絡 けんがく にっていちようせい をして、見学の日程調整をし ます。	P4
がつ 5月	きょういくしょうだんもうしこみかいし 教育相談申込開始	らいねんど とくべつし えん がっこう とくべつ 来年度、特別支援学校や特別 し えん がっきゅう はい 支援学級への入りたいとき や、こども しょうだん 子供のことで相談があると きは、きょういくしょうだん もうしこみ きは、教育相談の申込をし ます。	きょういくしょうだん もうしこみしよ きょういく 教育相談の申込書を教育 いいんかい だ 委員会に出します。	P5
がつ 6月			きょういくいいんかい れんらく 教育委員会から連絡があった ひ ほごしや つた 日を保護者に伝えます。	P5
がつ 7月	きょういくしょうだん 教育相談 スタート	れんらく じかん ばしよ 連絡があった時間と場所で しょうだん 相談をします。	ひつよう ほごしや いっしよ 必要であれば、保護者と一緒 しょうだん に相談ができます。	P5
がつ 8月		※1 とくべつし えん がっこう にゅうがく 特別支援学校へ入学し たいとき、がつじょうじゅん 10月上旬までに えん とお とくべつし えん がっこう 園を通して、特別支援学校 のきょういくしょうだん もう こ 教育相談を申し込んでく ださい。 ※2 とくべつし えん がっきゅう 特別支援学級へ入りたい とき、がつちゅう えん とお 12月中旬に園を通し て、きょういくしょうだん もう こ 教育相談を申し込んで ください。 れんらく じかん ばしよ 連絡があった時間と場所で しょうだん 相談をします。	きょういくしょうだん もうしこみしよ きょういく 教育相談の申込書を教育 いいんかい だ 委員会に出します。	P5

9月	だい かいしゅうがく 第1回就学 しどういんかい 指導委員会	ほ ごし や しゅうがく きぼう ないよう 保護者の就学を希望した内容がよいかどうか, 専門家と そうだん き 相談をして決めます。	P6	
10月				
11月	だい かいしゅうがく 第2回就学 しどういんかい 指導委員会	ほ ごし や しゅうがく きぼう ないよう 保護者の就学を希望した内容がよいかどうか, 専門家と そうだん き 相談をして決めます。	P6	
12月	きょういくそうだんもうしこみめきり 教育相談申込締切			
1月	とくべつし えん がっきゅう 特別支援学級の にゅうきゅう い し けてい 入級の意思決定 きょういくそうだんしゅうりよう 教育相談終了 だい3かいしゅうがく 第3回就学 しどういんかい 指導委員会 (予備)	とくべつし えん がっきゅう はい 特別支援学級に入ることを決 めたら, 同意書を園に出しま す。	きょういくいんかい おく とくべつ 教育委員会が送った特別 し えん がっきゅう にゅうきゅう かん 支援学級の入級に関する どういしょ ほ ごし や わた 同意書を保護者に渡します。	P5 P6
2月	とくべつし えん がっこうにゅうがく 特別支援学校入学 つうち の通知	とくべつし えん がっこう にゅうがく む 特別支援学校への入学に向 けて, 相談します。 にゅうがくまえ がっこう けんがく 入学前に学校を見学したいと き, 園に相談をします。	P7 P8 P9 P10	
3月	とくべつし えん がっきゅうにゅうきゅう 特別支援学級入級 つうち の通知	ひつよう 必要であれば, 園や小学校に こども ようす そうだん 子供の様子を相談します。 にゅうがくまえ がっこうけんがく 入学前に学校見学をしたいと きは, 園に相談をします。	にゅうがく しゅうがっこう こども 入学する小学校に子供の ようす つた 様子を伝えます。 ほ ごし や けんがくきぼう 保護者から見学希望があつた えんちよう かがっこう こうちよう ら, 園長が, 各学校の校長に れんらく けんがく ひ き 連絡をして, 見学の日を決め ます。	P11 P12 P14

◆先輩保護者のお話

P15~P18

◆就学に関するよくある質問Q&A

P19~P21

◆放課後等デイサービスを利用するには, どうすればいい? P22~P23

★子供の発達が気になる場合、何から取り組みばよいですか？

◆小学校の入学したとき、みんなと仲良くすごせるか、落ち着いて勉強できるのかなど、子供のことで気になることがあったとき、子供に合った学校や学級などを相談するのが教育相談です。

◆まずは、園に相談をしてください。一人で悩まず、できるだけ早く相談をしてください。必要であれば、専門家の話を聞くこともできます。

不安なことを減らして、よい就学先をいっしょに考えましょう。

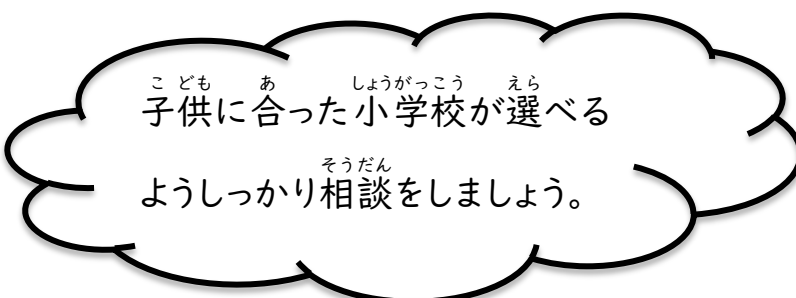
◆だれに相談したらいいのですか？

◆子供の発達の状態が気になる場合、はじめは、通っている園の先生に相談をしましょう。

◆詳しいアドバイスを受けたい場合は、かかりつけの医師、三原市のこども安心課の保健師・臨床心理士・言語聴覚士、療育機関の職員、東部こども家庭センターの職員等に相談をしましょう。

◆小学校の特別支援学級や、特別支援学校の情報、特別支援学級等への入り方など、就学について知りたい場合は、三原市教育委員会の特別支援教育担当者等に相談をしましょう。

◆入学を予定している小学校の情報を知りたい場合は、各学校の特別支援教育コーディネーターや校長に相談してください。



★教育相談や学校見学は何のためにするのですか？



◆子供が、小学校の生活に慣れるだろうか、45分間座って話を聞くことができるだろうかなど、保護者としては、心配することがたくさんあると思います。

心配なことは、園に相談することが大切です。

◆特別支援学校や特別支援学級、通常の学級の様子を見学したい場合は、実際に小学校を行って確認することができます。

見学を希望する場合、園に「学校見学がしたいです。」と相談してください。園長が校長に連携をとり、見学の日時を調整します。

小学校の雰囲気や学習の様子を実際に見て、半年後の自分の子供の成長をイメージしてみることは、子供の可能性を伸ばす上で大切なことです。



幼稚園や小学校には、特別支援教育コーディネーターがおり、相談窓口となって対応します。安心して相談してください。

◆学習発表会等の行事を参観したり、11月の学校へ行こう週間で授業参観をしたりすることも可能です。

◆教育相談や、学校見学を通して、子供の様子や保護者の方々の思いを園や小学校に伝え、共に子供の成長について考えていくことが、よりよい就学につながります。

入学を希望する学校に見学に行き、学校の様子、学級の様子を把握することがとても大切です。積極的に学校見学をしましょう！

★教育相談とは何ですか？

◆教育相談は、就学に向けての相談や発達に関する相談の総称です。

来年度、特別支援学校への入学や特別支援学級への入級を希望する場合や、発達に関するより専門的な相談がある場合、園に教育相談の申込をします。



◆就学に関する相談については、7月下旬～1月中旬まで随時行います。

(申し込みは12月中をめぐとしています。子供の進路に関わるため、早めに申し込んでください。)

◆教育相談の手順

① 園に教育相談希望がある旨、相談してください。必要な書類を園が作成し、教育委員会に提出します。

② 場所と日時が決まったら、園を通して詳細をお知らせし、教育相談をします。
当日はできるだけ子供と一緒に来てください。

③ 教育相談実施後は、必要に応じて他の機関との連携を図り、特別支援学校、特別支援学級への就学等を検討していきます。

保護者が特別支援学校、特別支援学級を希望する場合は、教育相談を受けた後、就学指導委員会で審議をします。

④ 特別支援学級への入級希望の場合、12～1月に、同意書を書き、園に提出します。
同意書とは、特別支援学級への入級について、保護者の意思を明記するものです。

◆^{きょういくそうだん}教育相談^{りゅういじこう}の留意事項

◆^{はったつけんさとう}発達検査^う等^うを受けたことがある場合^{ばあい},教育相談^{きょういくそうだん}のとき^{とき}に教育委員会^{いいんかい}へ資料^{しりょう}を提供^{きょう}してください。

^{はったつけんさ}発達検査^{しんだんけっかとう}や診断結果^{こども}等は^{ようす},子供の様子^{はあく}を把握^{ひつよう}するために必要な
^{きやっかんてき}客観的なデータ^{きやっかんてき}の1つとなります。

◆^{はったつけんさ}発達検査^{なん}とは何ですか？

^{はったつけんさとう}発達検査^{しりょう}等の資料^{こども}には^{とくい},子供の得意^{ちから}なところやもっている力^{ちから}を発揮^{ぐたいてき}するための具体的な
方法^かが書^かかれています。口頭^{こうとう}で相談^{つた}したことを伝え
るよりも^{ぐたいてき},具体的なイメージ^{しえん}をもって支援^{しえん}を考えた
り^の,よさを伸ば^のばしていくことができたりする貴重^{きちょう}な資
料^のとなります。

^{ほごしや}保護者^{ほう}の方^えの了承^えを得^えられた場合は^{はったつけんさ},発達検査
等^{どう}の結果^{けっか}を^{しゅうがくさき}.就学先^{ていきょう}の学校^{ていきょう}へ提供^{ていきょう}します。

^{ていきょう}提供^{じょうほう}していただいた情報^{せきにん}は^{かんり},責任^{かんり}をもって管理^{かんり}します。

～一言メモ～

教育相談は、相談時間が30分を超え
ることもありますので、子供の様子によ
っては落ち着いて過ごせるもの（お気に
入りの本など）を用意してください。

★^{しゅうがくしどういいんかい}就学指導委員会^{なん}とは何ですか？

◆^{しゅうがくしどういいんかい}就学指導委員会^{しょうがい}とは^{こども},障害^{いけん}の状態^{いけん},子供^{いけん}・保護者^{いけん}の意見^{いけん},教育学^{いがく},医学^{りがく},心理学^{りがく}等の専
門^{けんち}的見地^{いけん}からの意見^{こう},学校^{ちいき}や地域^{どう}の状況^ふ等を踏^ふまえた総合^{かんてん}的な観点^{かんてん}から就学先^{けんとう}を検討^{けんとう}す
る会議^{かいぎ}のことです。

◆^{みはらし}三原市^{みはらし}では9月^{がつ}と11月^{がつ},1月^{よび}(予備^{とし})の年^{とし}3回^{ていど}程度^{ていど}の実施^{ていど}をしており^{こうせい},構成員^{こうせい}は医師^{こうせい},
^{はったつそうだん}発達相談^{せんもんか}に関する専門^{せんもんか}家^{せんもんか}等^{せんもんか}です。

これまで^{きょういくそうだん}教育相談^{きょういくそうだん}で相談^{おう}に応^{おう}じた就学^{かか}に関わる内容^{ないよう}を1件^{けんきょうぎ}1件^{けんきょうぎ}協議^{けんきょうぎ}していきます。

◆^{ほごしゃ}保護者の^{きょういくそうだん}思いや^{ないよう}教育相談の内容、^{えん}子供の^{ようすとう}園や学校での様子等を^{しんぎ}もとに^{きょう}審議をします。教育^{いくいんかい}委員会は^{いけん}その^{らいねんど}意見を^{いけん}もとに^{けってい}来年度の就学先の意見を決定します。

◆^{しゅうがくしどういんかい}就学指導委員会の^{あと}後、^{きょういくいんかい}保護者に^{いけん}教育委員会の^{しめ}意見を示します。

◆^{ほごしゃ}保護者に^{どういしょ}同意書を^{きにゆう}記入して^{うえ}いただいた^{らいねんど}上で、^{けってい}来年度の就学先を決定します。

◆^{しゅうがくさき}就学先が^{けってい}決定したら、^{がついこう}2月以降に^{とお}園を^{とくべつしえんがっきゅう}通しての特別支援学級への^{にゅうきゅうつうち}入級通知や、^{とくべつ}特別^{しえんがっこう}支援学校からの^{にゅうがくつうち}入学通知を通して、^{ほごしゃ}保護者にお知らせします。



とくべつしえんがっこう ★特別支援学校とは？

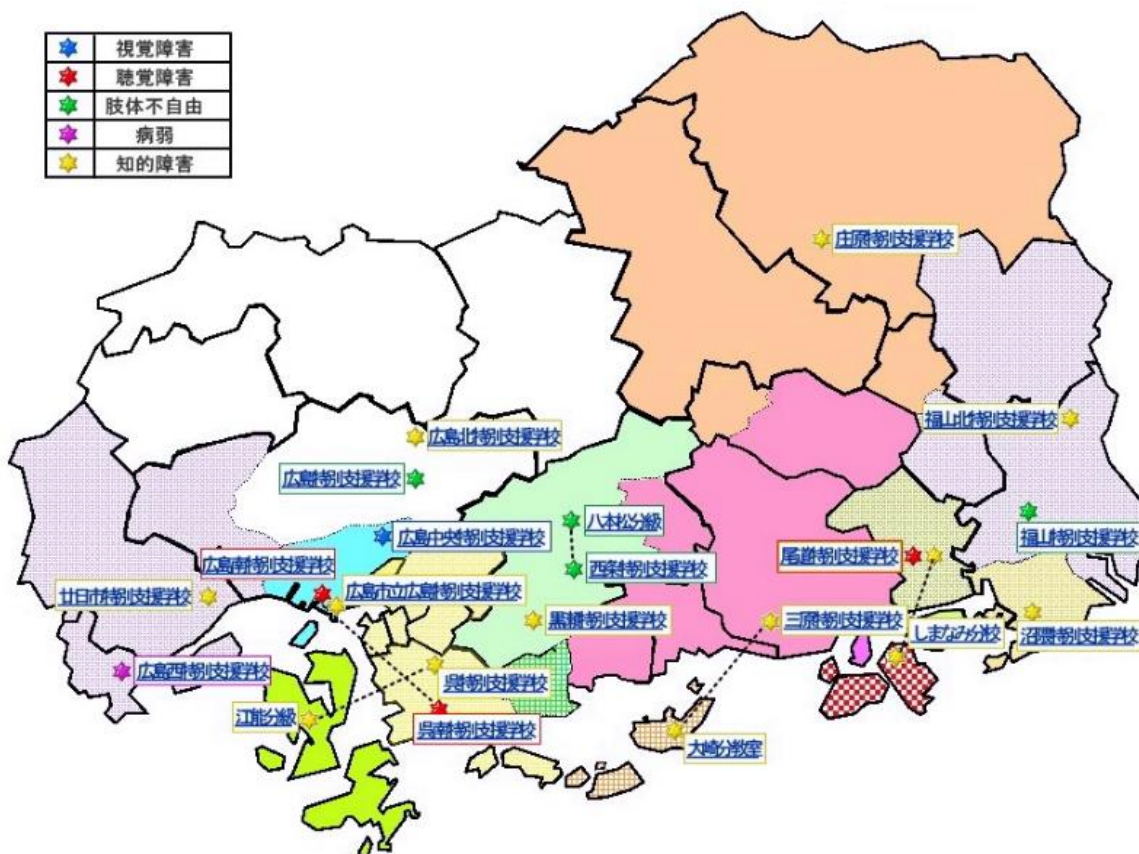
◆特別支援学校とは、障害の程度が重度の子供を対象として特別支援教育に関する専門性の高い教育を行う学校です。

例えば、知的障害がある子供であれば、トイレやごはん、服の着替えにたくさんの手助けがいる子供を中心とした学習指導が行われています。そのため、1日2時間程度の日常生活の指導を中心としながら、自分で自分のことができるようになることを目指しています。

幼稚園から高等学校に当たる年齢段階の教育を、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

障害種別は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱があります。

けんない しえんがっこういちらん ◆県内の特別支援学校一覧



◆^{みはらし}三原市に^{じどうせいと}住んでいる児童生徒が^{とくべつしえんがっこう}進学できる特別支援学校は？

◆^{みはらし}三原市の児童生徒は^{じどうせいと}県内の^{とくべつしえんがっこう}特別支援学校に^{しんがくとう}どこでも進学等ができるのではなく、
^{きょじゅうち}居住地によって、^{しんがくとう}進学等できる^{しえんがっこう}特別支援学校が^き決められています。

★^{みはらし}三原市在^{せいと}住の児童生徒が^{とくべつしえんがっこう}進学できる特別支援学校

ちてきしょうがい
知的障 害

^{みはらとくべつしえんがっこう}三原特別支援学校 ^{こいずみちよう}三原市小泉町10199-2

0848-66-3030

<http://www.mihara-sh.hiroshima-c.ed.jp/>



したいふじゆう
肢体不自由

^{ふくやまとくべつしえんがっこう}福山特別支援学校 ^{こいずみちよう}福山市津之郷町津之郷280-3

084-951-1513

<http://www.fukuyama-sh.hiroshima-c.ed.jp/>



ちようかくしょうがい
聴 覚 障 害

^{おのみちとくべつしえんがっこう}尾道特別支援学校 ^{ひろしまけんおのみちしくりはらちよう}広島県尾道市栗原町1524

^{しゅうがくたいしょう}就学対象：^{しょう}小・^{だいわちようざいじゅうしゃいがい}中学部（大和町在住者以外）

0848-22-5248

<http://www.onomichi-sd.hiroshima-c.ed.jp/>



^{ひろしまみなととくべつしえんがっこう}広島南特別支援学校 ^{ひろしましなかくよしじまとうふたちようめ}広島市中区吉島東二丁目10-33

^{しゅうがくたいしょう}就学対象：^{しょう}小・^{だいわちようざいじゅうしゃ}中学部（大和町在住者）・^{こうとうぶ}高等部

082-244-0421

<http://www.hiroshima-sd.hiroshima-c.ed.jp/>



しかくしょうがい
視覚障 害

^{ひろしまちゅうおうとくべつしえんがっこう}広島中央特別支援学校 ^{ひろしましひがしくとさかせんそくふたちようめ}広島市東区戸坂十丁1-4

082-229-4134

<http://www.hiroshima-sb.hiroshima-c.ed.jp/>

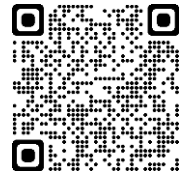


びょうじゃく
病 弱

ひろしまにしとくべつしえん がっこう おおたけしくばよんちようめ
広島西特別支援学校 大竹市玖波四丁目6-10

0827-57-1000

<http://www.nishitokushien.hiroshima-c.ed.jp/>



とくべつしえん がっこう きょういく そうだん どう ひつよう えんちょう じょうき れんらく
★ 特別支援学校への教育相談等が必要な場合は、園長が上記の連絡
さき こうちょう れんらく たんにん どう とくべつしえん どう そうだん
先の校長に連絡をし、担任等が特別支援コーディネーター等と相談を
します。

◆特別支援学校の具体的な取組

◆1学級の児童生徒数は、小学部と中学部は6人まで、高等部は1学級8人までです。なお、重複障害学級は3人までです。そのため、障害の状態や個に応じた丁寧な指導を行うことができます。小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために、弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

◆卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

エレベーター、身障者用トイレが設置されています。スクールバスも運行しており、子供の障害の状態に応じた取組が行われています。

◆特別支援学校で行われる支援は？

◆障害の状態に合わせ、実態に合った遊びや学習を通して、一人一人の子供に付けたい力を身に付けられるようにしています。

広島県立三原特別支援学校（知的障害特別支援学校）の例



パワーアップタイム(体育)

毎日20分間、各クラスで体力づくりに取り組みます。それぞれ課題に応じて、体ほぐしをしたり走ったりします。



遊びの指導

集団遊びの中で、ルールを守ることの大切さや、友だちとの関わり方などについて学びます。



個人別の課題学習

児童一人一人の実態に合わせた課題に取り組みます。国語や算数の内容、自立に向けた作業的な内容の課題などに取り組みます。



校外学習

年に数回、各クラス、各学年で校外学習を行います。社会見学や買い物学習、乗り物の乗車体験など、学年によって様々な内容を体験的に学びます。

◆特別支援学校に就学したい場合はどうすればいいですか？

- 1 三原市の教育相談を受けて、特別支援学校への進学の意味を示す。
- 2 特別支援学校の教育相談を受けて、特別支援学校への進学の意味を示す。

◆上記の教育相談は、園を通して、8月中には申込をすることが望ましいですが、遅くとも10月上旬までには申し込むと計画的に就学を進めていくことができます。

◆特別支援学校への就学が適切だと考える場合は？

◆特別支援学校への就学が適切かどうかは、学校教育法施行令第二十二條の三に規定する就学基準が判断基準の1つとなります。

学校教育法施行令第二十二條の三に規定する就学基準

視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

◆^{とくべつしえん がっこう}特別支援学校は^{ていど}障害の^{じゅうど}程度が^{たいしやう}重度の^{がっこう}子供を対象としている学校であるため、^{だれ}誰もが入学できるものではありません。^{きじゆん}基準に^{がいつう}該当しない場合は、^{にゆうがく}入学ができない場合があります。

^{きじゆん}基準に^{がいつう}該当しているか^{はんだん}判断するためには、^{こんきよ}根拠となる^{しりやうどう}資料等が必要になります。

例えば、^{たと}発達^{はったつけんさ}検査を行い、^{ほんにん}本人の^{じやうたい}障害の^{しら}状態を^{とうぶ}調べることや、^{かてい}東部こども家庭センターに^い行き、^{りやういくてちやう}療育手帳の^{おこな}申請を^{しんたいしやうがいしやてちやう}行うこと、^{しゅとく}身体障害者手帳を^{とりくみ}取得するなどの^{すす}取組を進めてください。

^{にゆうがく}入学に向けては、^む本人の^{ほんにん}日常の^{せいかつ}生活の^き状況の^{けんがく}聞き取りや^{じやうたいどう}見学、^ふ障害の状態等を^{そうごうてき}踏まえた上で、^{はんだん}総合的に判断していきます。

とくべつしえんがっきゅう ★特別支援学級とは？

◆特別支援学級とは、各小・中学校に障害の状態に応じて設置される少人数の学級です。

1学級の児童生徒数は8人までで、子供一人一人に応じた教育を行います。

◆弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱、自閉症・情緒障害などの障害種別があります。

◆地域の学校に設置されるため、地域の友達と交流学習を通して、つながりが深められます。

また、自分の身の回りのことが自分でできる子はすこしずつ勉強を進めていきます。そして、学校の勉強を教えるのが得意な先生に指導を受けることができ、言葉や数字の理解を進めることができます。

◆特別支援学級では、小学校・中学校の学習指導要領に沿った教育や特別支援学校の学習指導要領を参考にした教育など、子供の特性に合わせた教育課程が編成できるようになっています。

とくべつしえんがっきゅう きょういくかてい ◆特別支援学級の教育課程は？

◆特別支援学級や、通級指導教室では、通常の学級にはない自立活動などの特別の教育課程を組むことができます。

自立活動は、児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養いながら、心と身体の調和的な発達を目指す学習です。

とくべつ いくかてい
特別の教育課程について

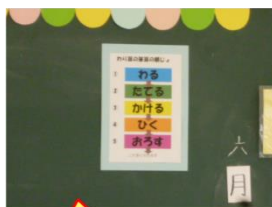
	通常の学級	通級指導教室	特別支援学級(自閉症・情緒障害)	特別支援学級(知的障害)
(小・中学校) 自立活動		目的 個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達のための基盤を養う。 内容 ★ 情緒の安定 ★ 言語の発達 ★ 社会性の発達 ★ 学習の困難さの軽減 ★ 自信を高めるための指導 等	内容 1 健康の保持 2 心理の安定 3 人間関係の形成 4 環境の把握 5 身体の動き 6 コミュニケーション	内容 1 健康の保持 2 心理の安定 3 人間関係の形成 4 環境の把握 5 身体の動き 6 コミュニケーション
(小・中学校) 生活単元学習				目的 ① 児童生徒が生活上の目標を達成 ② 課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験する ③ 自立的な生活に必要な事柄を実践的・総合的に学習 内容 ① 実際の生活に合わせた内容 ② 生活体験や経験を増やす ★農園芸 ★調理 ★買い物 ★季節行事 ★学校行事 等
(中学校) 作業学習				目的 ① 作業活動を学習活動の中心 ② 児童生徒の働く意欲を培う ③ 将来の職業生活や社会自立に必要な事項を総合的に学習 内容 ① 製品づくりを中心の種目 ② サービス関係を中心の種目 ③ 雇用につなげる学習を展開 ★農園芸 ★木工 ★手工芸 ★食品加工 ★清掃 等

とくべつ しえん
◆特別支援学級で行われる支援は？

◆学習活動に意欲的に取り組めるようにするため、一人一人の特性に応じた取組を進めています。

れい
(例)

手順を図に示す



活動に見通しを持たせる。

学習の流れが分かる板書の工夫



落ち着ける環境を整備



主体的な活動を支える手立て



余計な刺激を取り除く



色分けをして掲示

必要なものを配付

クールダウンできる場所

◆^{とくべつ し えんかいじょいん}特別支援介助員について

◆^{み はらし}三原市では、^{とくべつし えんがっきゅう}特別支援学級に^{し えんかいじょいん}特別支援介助員を^{おう}必要に応じて^{はいち}配置しています。

^{とくべつ し えんかいじょいん}特別支援介助員は、^{ようちえん}幼稚園、^{およ}小学校及び^{ざいせき}中学校に^{ちようふくしょうがい}在籍する^{のうりよく}重度・重複障害児の能力、^{さいだいげん}適性を^{じゅうど}最大限に^{ちようふくしょうがい}伸ばし、^{し えん}重度・重複障害児の自立の支援を行うために^{はいち}配置されています。

◆^{かいじょ}介助の主な内容は、^{ないよう}肢体不自由を^{した い ふ じ ゆ う}伴うための^{い どう}移動や^{しよくじ}排泄、^{こんなん}食事の自立が困難なための^{かいじょ}介助を含めた^{ふく}生活介助と、^{かいじょ}重度の^{じゅうど}知的障害や^{しょうがい}重複障害を^{ちようふくしょうがい}有していることにより^{ゆう}危険予知等^{きけん よ ち どう}が^{むずか}難しい場合に^{あんぜん}安全を確保することです。

^{がくしゅう}学習(教科)^{きょうか}指導や^{がくしゅう}学習への^{しゅうちゅう}集中の^{どう}喚起等の支援ではありません。



★^{つうきゅうしどうきょうしつ}通級指導教室とは？

◆^{つうじょう}通常の学級に^{ざいせき}在籍し、その学級で^{がっきゅう}授業を受けながら、^う指定された^{してい}時間に、^{べつ}別の教室（^{つうきゅう}通級指導教室）に^{しどうきょうしつ}移動し、^{いどう}子供の^{こども}状態等に応じて、^{どう}その^{じったい}実態に合わせた^{しどう}指導や^{おこな}支援を行うものです。

◆^{たいしょうじどう}対象児童は、^{げんごしょうがい}言語障害、^{じへいしょう}自閉症、^{しょうがい}情緒障害、^{じゃくし}弱視、^{がくしゅうしょうがい}難聴、^{ちゅういけっかんたどう}学習障害（LD）、^{せいしょうがい}注意欠陥多動性障害（ADHD）、^{したいふじゆう}肢体不自由、^{しんたいきよじゃく}病弱・身体虚弱などの^{しょうがい}障害がある^{じどう}児童です。

◆^{みはらし}三原市には^{げんざい}現在、^{しょうがっこう}7つの^{つうきゅうしどうきょうしつ}小学校に通級指導教室があります。^{すべ}全ての学校にはありませんが、^た他の学校の^{つうきゅうしどうきょうしつ}通級指導教室へ^{ばあい}通うことができます。（^{ほう}その場合、^{そうげい}保護者の方による^{ほう}送迎が必要です。）^{みはらし}また、^{しょうがく}三原市では^{つうきゅうしどうきょうしつ}小学2年生から^{りよう}通級指導教室の利用ができます。

◆^{がくしゅう}どのようなことを学習するのですか？

◆^{こども}子供の^{あんてい}情緒の安定を図ることや、^{げんご}言語の^{うなが}発達を促すことができるよう、^{こども}子供の^{めざ}自立を目指し、^{しょうがい}障害による^{こんなん}困難を^{こくふく}改善・克服するため、^{ひとりひとり}一人一人の^{おう}状況に応じた^{がくしゅう}学習をします。

◆^{じここうていかん}自己肯定感（^{きも}やればできるという気持ち）がもてなくなっているときは、^こその子の^{どう}状態等に応じた^{がくしゅうないよう}学習内容に^{じここうていかん}合わせることで、^{しどう}自己肯定感を高める^{しどう}指導を行っています。

◆^{こべつがくしゅう}個別学習が^{ちゅうしん}中心ですが、^{ひつよう}必要に応じては^{がくしゅう}グループによる^{がくしゅう}学習を行うこともあります。

★^{つうじょう}通常の学級における^{しえん}支援について

◆^{がくしゅうめん}学習面での^{ざせき}支援として、^{しゅうちゅうりよく}座席の工夫や、^{がくしゅう}集中力を^{はいりょ}持続させながら^{しどう}学習できるように^{しどう}配慮等を行うことができます。

^{せいかつめん}生活面での^{てじゆん}支援として、^{やくわり}手順や役割を^{しえん}視覚化するなどの^{しえん}支援を行うことができます。

◆^{こども} ^{せいちょう} 子供の成長で相談したいことは^{たんにん} ^{かくこう} 担任や各校に配置している^{とくべつしえんきょうい} 特別支援教育コーディネーターに^{そうだん} 相談をしてください。

◆^{とくべつしえんきょうい} 特別支援教育コーディネーターは、^{ふくしきかん} 福祉機関などの^{かんけいきかん} 関係機関との^{れんらく} 連絡・^い 調整を行ったり、
^{ほごしゃ} 保護者からの^{そうだん} 相談を受けたりする^{やくわり} 役割があります。

◆^{れいわ} ^{ねんど} 令和5年度の^{しえんがっきゅうおよ} 特別支援学級及び^{しどうきょうしつ} ^{せっちじょうきょう} 通級指導教室の設置状況（小学校）

三原小	知的障害	西小	知的障害Ⅰ	沼北小	自閉症・情緒障害	本郷西小	知的障害
	自閉症・情緒障害Ⅰ		知的障害Ⅱ	沼田東小	知的障害		自閉症・情緒障害Ⅰ
	自閉症・情緒障害Ⅱ		自閉症・情緒障害Ⅰ		自閉症・情緒障害Ⅰ		自閉症・情緒障害Ⅱ
	自閉症・情緒障害Ⅲ		自閉症・情緒障害Ⅱ		通級指導教室		自閉症・情緒障害Ⅲ
	自閉症・情緒障害Ⅳ	田野浦小	知的障害	沼田西小	知的障害	久井小	知的障害
	自閉症・情緒障害Ⅴ		自閉症・情緒障害Ⅰ		自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害Ⅰ
	通級指導教室		自閉症・情緒障害Ⅱ	小泉小	知的障害		自閉症・情緒障害Ⅱ
糸崎小	知的障害	須波小	知的障害		自閉症・情緒障害		通級指導教室
	自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害	幸崎小	知的障害	大和小	知的障害
木原小	自閉症・情緒障害	深小	自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害
中之町小	知的障害	南小	知的障害Ⅰ	本郷小	知的障害		通級指導教室
	自閉症・情緒障害Ⅰ		知的障害Ⅱ		自閉症・情緒障害Ⅰ		
	自閉症・情緒障害Ⅱ		自閉症・情緒障害Ⅰ		自閉症・情緒障害Ⅱ		
	自閉症・情緒障害Ⅲ		自閉症・情緒障害Ⅱ		通級指導教室		
	難聴		自閉症・情緒障害Ⅲ				
	肢体不自由		通級指導教室				
	通級指導教室	沼田小	自閉症・情緒障害				

れいわ ねんど しえんがっきゅう せっちじょうきょう
◆令和5年度の特別支援学級の設置状況（中学校）

第一中	知的障害	第四中	知的障害	宮浦中	知的障害	久井中	自閉症・情緒障害Ⅰ
	自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害Ⅰ		自閉症・情緒障害Ⅱ
第二中	知的障害	第五中	知的障害Ⅰ		自閉症・情緒障害Ⅱ	大和中	自閉症・情緒障害
	自閉症・情緒障害		自閉症・情緒障害Ⅰ	本郷中	知的障害		
第三中	知的障害Ⅰ		自閉症・情緒障害Ⅱ		自閉症・情緒障害		
	知的障害Ⅱ	幸崎中	知的障害				
	自閉症・情緒障害Ⅰ		自閉症・情緒障害				
	自閉症・情緒障害Ⅱ						

★先輩保護者のお話（要約）

◆ 特別支援学級（知的クラス）小学2年生（長男）・小学1年生（次男）の母

私が息子の就学時に特別支援学級を迷わず選択したその経緯を聞いてください。長男は近所の発達支援事業所を利用し療育を受けていましたが、4歳になっても言葉がはっきりしないので、発達検査を受け、医師の受診をしました。その時初めて「自閉症スペクトラム」発達障害といった特性を知りました。その後、発達支援センターに通いゆっくり待ってもらったり本人のペースに合わせてもらったりして、環境の大切さを体験しました。「この子は出来ないんじゃない、ゆっくりやればできるんだ。」と私がこんな当たり前のことに気が付かなかったことを反省し、「よし、この子の特性は個性なんだ、母である私が受け止めずして誰が受け止めるんだ!」と腹をくくりました。同じように発達に不安があった次男は年少から発達支援センターに通いました。

教育相談の時期にさしかかった時、ゆっくりと学びが深く個人に合ったカリキュラムで進める支援学級を速攻で希望しました。子供に合った環境の大切さを身をもって感じていたからです。

小学校には1年を通して行事など見学に行きました。入学式は生まれて初めての大きなセレモニーでしたが、参加することが出来ました。運動会・発表会と心配しましたが、

「しんどい時は休む」「支援学級だけの練習」にしてもらうと、本番は介助の先生の手も借りず参加していたので面喰いました。通常の学級への交流も行けるようになり、この子のペースの成長を支援してもらう大切さを兄弟2人の就学を経験して実感しました。



◆ 特別支援学級（情緒クラス）小学2年生（長男）の母

かれ 彼が自閉症スペクトラム, ADHD・発達性協調運動障害と診断があったのは4歳になって
すぐでした。3歳まで殆ど言葉が出ず、言葉が出てからもコミュニケーションの取り辛い子で
指示は通らず、日常生活において激しい癇癢・奇声・こだわりの強さがあり、外出時は手を
振り払っての逃走と大変な子でした。療育を受け理解するまでは、叱責したり、手を上げたり
して、自己嫌悪に陥り疲弊する日々でした。

おや 親がどのように子供に接したら良いかアドバイスを受けながら、私たち夫婦で、この子の
特性に合った対応をすると、家で怒ることが減ってきて、穏やかに過ごせるようになりました。
この子の困り感を理解するとストレスを減らせることが出来るということを学び、小学校決
めの際は、特別支援学級に行くことだけは決めていました。知的クラスが良いのか、情緒クラ
スが良いのかは発達検査を受け、センターの先生に相談し、教育相談でアドバイ
スをいただき、情緒クラスに行くことに決めました。

そして、学校は家からの距離を考えました。隣接校も考
えましたが、我が家には弟妹もいるので送迎の負担を考
えると校区の小学校が一番良いかなと考えました。
小学校には特別支援コーディネーターの先生がおられ
て、就学前の引継ぎも療育機関と行ってくださいます。お
母さん方は担任の先生と合わなかったらどうしようと
心配されておられると思いますが、これはその時になって



みないとわかりません。合う、合わないがあったとしても、クラス替えがあるのでこれも一つの
体験と思っています。私がこの子に臨むことは「一人で学校に行けるようになること・毎日通
ってくれること」この2点です。

.....
◆特別支援学級(知的クラス)小学4年生(長男)の母

しょうがっこう 入 学 に向けて考え始めたのは、年長になってすぐでした。姉がこの小学校に通
ていて、特別支援教育コーディネーターの先生と面識があったので、4月に連絡を取り、現状
を伝えました。(療育手帳を所持していること、特別支援学級を希望していること)

5月になって、校長・教頭・特別支援コーディネーターの先生と面接しました。①学区の小
学校 ② 隣接校 ③送迎バスのある三原特別支援学校 ④自分の職場の近くにある尾道
特別支援学校 この4つの選択肢がありました。参観日に見学をしたり、オープンスクールに
行ったりしました。校内見学や授業の様子を見せていただきました。

保育所の先生や療育の先生と相談しながら決めて、学区の小学校にしました。今後子供
が関わっていくことを考え、そうしました。ストレスを最小限にしてやりたいと考えたのです。

小学校には姉がいるので何度も行っているし、近所の子が

通っていて知っている顔があるというのが本人にとって

安心感が得られると思ったからです。そこから教育委員会の

方との教育相談を受けました。小規模の学校で、とてもアット

ホームな環境が合っていました。学校は登校班のみんなと

一緒に歩いて行っています。(親もしばらく付き添いをしまし

た) 学校の中では上級生・下級生を問わず手伝ってくれて

助けてくれます。これから就学前でいろいろと悩まれると思いますが、一人で考えずに周囲

の人や専門職の人に些細なことでも相談されることをおすすめします。また、実際に見てみ

ないとわからないことも多いので、納得いくまで見学されるとよいと思います。



◆特別支援学級(知的クラス)小字6年生(長女)の母

私の娘は絵を書くこと、歴史、カープの丸選手が大好きです。広汎性発達障害と診断さ
れたのは4歳の時でした。昨年、自閉症スペクトラムの診断を再度受けました。

思い起こせば、赤ちゃんの時から音の過敏があり、数メートル離れた台所でサランラップ

を切る音にもびっくりして目を覚ます子でした。苦手な新しい場所では、建物に入ることが出来ないという状況で、療育をスタートしても1年半位は駐車場で過ごし、先生に時々様子を見に来ていただいていた。年長になっても緊張が強く、お友達とのコミュニケーションも大人を介してという状態でした。

さて、小学校をどこにするか。悩み始めたのは4歳の時です。

その時、私は焦りの塊でした。「もう少し子供の様子を見てからでいいと思うよ。子育ては滅私奉公じゃないんだからね。」と学校決め以前にもっとお母さんが大らかに！と声をかけてくださいました。この言葉はとても心に響いて、はっと冷静に立ち止まることが出来ました。そこまで周りを見ず過ごしていました。……そこから自分はどうしたら良いか悩みました。どれだけ経ってからとかは覚えていませんが、「同じ24時間過ごすなら、【ねばならない】という考えは捨てて、自分も生活を楽しもう」と思ったのを覚えてます。

具体的に動き始めたのは年長になってからで、隣接校と学区の小学校の特別支援学級と通常の学級と見学に行きました。私の場合は、保育所が窓口になって学校見学や校長先生への質問を準備してくださいました。(子供が苦手なことに対する対応をどのようにしていただけるか等)その後、発達検査の結果や、ペースがゆっくりで穏やかに過ごせる環境を、と思い、知的クラスに決めました。

就学前から現在までの6年間を通して感じるのは、学校で生活するのは子供なので、親のこうしたいという思いがある中でも、子供が無理なく安心できる選択をしてきたことが良かったと思います。それが親の安心にもつながり、心の余裕も生まれたと思っています。



しゅうがく しつもん
就学に関するよくある質問Q & A

	しつもん 質問	かいとう 回答	しょうさい 詳細
きょういく 教育 そうだん 相談に 関する こと	きょういく 教育相談の時に、話 をするポイントはある ですか。	きょういくそうだん まえ たいせつ かぞく 教育相談をする前に、大切なポイントは、まずご家族の みなさんと相談することです。 その上で必要な点としては、子供のこういった点に困っ ているか、子供にどんな力をつけてほしいか、就学を進 める上での質問したいことは何か、などをピックアップし ておくことで保護者の思いがより伝わる教育相談にな ると思います。 そして、教育相談で一番大切なことは一人で悩まない ことです。積極的に相談をしてください。	P3 P4
	がっこうけんがく 学校見学したいが、 けんがく 見学の申し込みはど うしたらいいですか。	げんざいしよぞく ようちえん ほうくしよとう ちょう けん 現在所属している幼稚園、保育所等の所属長から、見 がくきぼうさき ちょう けんがく 学希望先の所属長に連絡をしてもらって見学を進めて いくのが適切な手段です。	P4
	がっこう がっこう 11月頃の『学校へ しゅうかん しゅうち 行こう週間』の周知 ごろ もう はいつ頃か。申し込 みはどうしたらいい ですか。	れいねん い しゅうかん が じょうじゆん 例年「学校へ行こう週間は」11月の上旬にあります。 しゅうち が ちゅう こう ほう し けいさい 周知は、10月中に広報みはらや、市のHPなどに掲載 する予定です。特別な申込等は必要ありません。 き がる 気軽に参加ください。	
	ほう か ごと 放課後等デイサービ し し り ょう スの仕組みや、利用 をするにはどのような てじゆん 手順が必要ですか。	しょうがいしゃふく く し か てん ぶ 障害者福祉課が回答したものをP22, 23に添付してお ります。ご参照ください。	P22 P23
	学校に入った後、困 った時の相談はどう すればよいですか。	がっこう あと ば あい たんにん 学校に入った後、困ったことがあった場合は、担任の先 生や特別支援教育コーディネーター、校長に相談をし てください。	

	とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級・特別支援学校は、どのような基準で選んだらいいですか。	ちてきしょうがい じゅうど しんべん 知的障害の状態が重度であり、身の自立ができて いるかどうかは1つの目安になると考えます。そして、 こども がっこうけんがく ようす はあく 子供の様子をもとに、学校見学をして様子を把握する こと、せんもんか せんもんきかん りょういくてちょう 専門家や専門機関に相談すること、療育手帳の うむ 障害者手帳の有無など総合的かつ客観的に子 供のようす りかい たいせつ 供の様子を理解していくことが大切です。 また、とくべつしえんがっこう ばあい きょういくほう また、特別支援学校を選択する場合、学校教育法 しこうれいだいにじゅうにじょう きてい きじゅん がいどう 施行令第二十二條の三に規定する就学基準に該当す るかどうかもはんだんきじゅん るかどうか判断基準の1つになります。	P7～ P13
とくべつ 特別 しえん 支援 がっきゅう 学級 ・ とくべつ 特別 しえん 支援 がっこう 学校に 関する こと	とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級の学 習内容はどのような 内容ですか。 つうじょう がくしゅう 通常の学級より学習 が遅れないか心配 があります。	とくべつしえんがっきゅう じつたい どうがいがくねん 特別支援学級は子供の実態を踏まえて、当該学年の きょういくかてい ばあい かがくねん きょういくかてい 教育課程を編成する場合と、下学年の教育課程や特 別支援学校の指導要領を参考にした特別な教育課程 を編成する場合があります。 どうがいがくねん きょういくかてい ばあい つうじょう 当該学年の教育課程を編成する場合は、通常の学級と どうよう きょういくかてい がくしゅう しんど さ 同様の教育課程であるため、学習の進度に大きな差は ありません。 かがくねん きょういくかてい しえんがっこう ようりょう 下学年の教育課程や特別支援学校の指導要領を さんこう とくべつ かてい ばあい こども 参考にした特別な教育課程を編成した場合は、子供の 学習のペースにあわせてきょういくかてい つうじょう 通常の学級と同じ進度で学習することが目的ではなく、看 察にできることを増やしていくことを目指して教育活動を 進めていきます。	PII PI2
	とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級の先 生は何か資格を持っ ていますか。	とくべつしえんがっきゅう しやうがっこう ちゅうがっこう 特別支援学級の先生は、小学校もしくは中学校の教育 しよくいんめんきょじょう しゅとく なか 職員免許状を必ず取得しています。また、その中には特 別支援学校の教育職員免許状を取得している先生も います。	
	とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級と通 常の学級の交流は ありますか。	とくべつしえんがっきゅう がっきゅう 特別支援学級と通常の学級の交流はあります。 しょうがい こども こども とも 障害のある子供と障害のない子供が共に活動する こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう しょうがい こども 交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、 しょうがい こども けいけん しやかいせい 障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養	PII

		い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものになります。	
	将来的に各学校に、特別支援学級・通級指導教室はできますか。	特別支援学級は、必要に応じて設置されます。 子供の就学先に特別支援学級がない場合は、特別支援学級が新設されることになります。 通級指導教室は、各学校にできる予定はありませんが、他校の通級指導教室を利用することができます。	P14
	特別支援学級はどんな学級ですか。	特別支援学級は、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子供一人一人に応じた教育を行う学級のことです。 支援方法はこのハンドブックでも紹介していますが、見学をすることで、様子をご理解いただけたと思います。	P11 P12
	いつまでに就学先を決めるのがいいですか。	就学指導委員会が9月と11月と1月（予備）に行われます。そこで審議をされた内容を基に、教育委員会が保護者に就学先をお示しします。 また、特別支援学校の就学については県教育委員会との協議が必要となるため、10月上旬までに、園を通して、教育相談の申込をすすめてください。 特別支援学級については、1月上旬までに園を通して、教育相談の申込をする必要があります。	P1 P2
就学先に関すること	排泄の自立がまだ不完全であるときに、対応してもらえますか。	排泄の自立が不完全である場合、小・中学校での対応が可能です。担任や特別支援介助員等が支援することができます。 子供の様子で心配な点があれば、園を通して相談をしてください。	P12

こべつ 個別の 相談に 関する こと	かいじょいん 介助員は、どのように はいち 配置されますか。	じゅうど しんたいしょうがいどう ばあい にんずうどう 重度の身体障害等がある場合や学級の人数等によっ はいち けんとう とくべつ し えんかいじょいん にんずう て配置を検討していきます。特別支援介助員の人数に かぎ とくべつ し えん がっきゅうざいせきしゃ ふ 限りがあることや、特別支援学級在籍者が年々増えて ぜんいん とくべつ し えんかいじょいん いることもあり、全員に特別支援介助員が配置できな いこと、複数の児童生徒に1人の特別支援介助員の配 置になることもあります。	P12
--------------------------------	---	---	-----

◆そうだんさきいちらん
相談先一覧

しゅうがく 就学に関すること きょういくそうだん 教育相談に関すること	み はら しきょういくいいんかい 三原市教育委員会 がっこうきょういくか 学校教育課	0848-67-6155
こども かん 子供の発達に関すること	み はら し あんしんか 三原市こども安心課	0848-67-6359
ほう か ごとう かん 放課後等デイサービスに関すること りょういくてちょう かん 療育手帳の取得に関すること	み はら ししょうがいしゃふくしか 三原市障害者福祉課	0848-67-6060

◆じゅうしょ
住所

み はら し やくしよ 三原市役所 〒729-8601 み はら し みなとまちさんちょうめ 三原市港町三丁目5番1号



障害者福祉課がお答えします

放課後等デイサービスを利用するには、どうすればいいですか？

まずは、義務教育の第1歩を踏み出すお子さんの
学校での様子をみてください。



ということは、4月1日からは利用できませんか？！

原則、4月1日からの継続した利用はお受けしていません。
幼稚園も保育園も、児童発達のサービスも、3月で卒業します。お子さ
んと一緒に、「終わり」を確認してください。



でも、小学校に入ったら誰に相談すればいいかわからないの
で、不安です・・・。

お気持ちは察します。まずは次の2点に力を注いでください。
○新しい環境でのお子さんの様子を観察する
○担任の先生と連絡を取り合う



それでも、「お子さんの学校生活がどうもしんどそうだ…」、
「学校ではいいけど、家で反動が出てきている…」と
保護者のアンテナが立った時、サービス利用をお考えください。



そのときは、どこに相談すればいいですか？？

障害者福祉課（サービス担当）や相談支援事業所の担当者・児童発達支
援事業所に「放課後等デイサービスが必要だと思っています…」とご相談
ください。



すぐに使えますか？

すぐ!は、難しいです。申請に必要なものが、2つあります。

- ① 医師の意見書(診断名が記載されていること)または手帳
- ② 学校が作成した個別の支援計画書



意見書をもらうにはどうしたらいいですか？

お医者さんが意見を書くときに、お子さんの様子を詳しく知る必要があるので、まずは普段関わっている相談先にご相談ください。



学校の計画書って何ですか？

支援が必要なお子さんに対して、学校が立てる「個別の教育支援計画」です。保護者同意のもと、作成されるものです。
学校での支援状況や生活の様子も、サービス決定の根拠とするため、申請をされたら、障害者福祉課から学校へ計画書の提出をお願いします。



支援級ではないのですが…

その場合も、学校での学習や生活の様子が分かる文書を、学校の先生に提出していただくよう、障害者福祉課からお願いをします。



それが揃ったら、利用できますか？

はい。あとは、児童発達支援利用時と同じで、計画を立ててもらって、事業所の見学をして、利用を開始する、という流れです。



☞ 放課後等デイサービスは、放課後の時間を利用して、療育を提供するものです。
預かりとは異なりますので、目的をもってサービス利用をお考えください。

【利用料】無償化から外れるため、定率1割負担です。上限額は、所得によって月額0円・4600円・37200円の3段階に設定されています。



【例外】サービスを継続的に利用していなければ、明らかに小学校生活に支障をきたすと考えられる場合は、相談支援専門員にご相談ください。

ご不明な点はお尋ねください。【障害者福祉課】電話 0848-67-6060(直)

